

厚生委員会 議録 第二十三号

昭和二十九年三月二十七日(土曜日)

午前十一時十八分開議

出席委員

委員長 小島 徹三君

理事青柳 一郎君 理事中川 俊思君

理事長谷川 保君

越智 茂君 山口六郎次君

降旗 徳弥君 中野 四郎君

亘 四郎君 滝井 義高君

山下 春江君 杉山元治郎君

萩元たけ子君 山口シヅエ君

山口シヅエ君

出席政府委員

厚生政務次官 中山 マサ君

厚生事務官 安田 巖君

(社会局長)

厚生事務官(引揚援護庁次長) 田辺 繁雄君

厚生技官(医務局長) 曾田 長宗君

委員外の出席者

厚生事務官(大臣官房総務課長) 小山進次郎君

厚生事務官(医務局長) 高田 浩運君

厚生技官(公衆衛生局長) 聖成 稔君

防課長

参考人(参議院議員) 上條 愛一君

専門員 川井 章知君

専門員 引地亮太郎君

三月二十七日

委員寺島隆太郎君及び植木庚子郎君

辭任につき、その補欠として田子一

民君及び亘四郎君が議長の指名で委

員に選任された。

三月二十六日

未帰還者留守家族等援護法の一部を

改正する法律案(内閣提出第六八号)

(参議院送付)

の審査を本委員会に付託された。

同日

国民健康保険の事務費全額国庫補助

に関する陳情書(大垣市議会議長上

田松治郎)(第二四二六号)

指定薬品以外の医薬品販賣業者の免

許制度に関する陳情書(下関市園田

町二丁目山口県農業連合会下関支部

長森東源義外三十四名)(第二四二七

号)

同(山口県農業連合会都濃支部長吉

村福太郎外十名)(第二四二八号)

同(山口県大島郡久賀町山口県農業

連合会大島支部長角部太郎一外七

名)(第二四二九号)

医薬分業法の撤廃に関する陳情書

(福島県安達郡二本松町庵匠町安達

郡医師会長古川盛雄)(第二四三〇

号)

同(滋賀県蒲生郡八幡町蒲生郡医師

会長岩瀬元治郎)(第二四三一号)

タリニング業法に規定する試験制

度存続に関する陳情書(浦和市北浦

和一丁目九番地埼玉県タリニング

協同組合連合会理事長関根忠外一

名)(第二四三二号)

清掃法制定にあたり国庫補助の規定

設定に関する陳情書(札幌市長高田

富手外四百十三名)(第二四三三号)

同(都市清掃協会会長安井誠一郎)

(第二四三四号)

同(東京都清掃本部部長江藤彦武外五

名)(第二四三五号)

未帰還者留守家族等援護法による療

養給付期間の延長に関する陳情書

(岩手県和賀郡国立花巻療養所療友

会長照井康毅外三名)(第二四三六

号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

小委員の補欠選任

参考人招致の件

医薬関係審議会設置法案(内閣提出

第八二二号)

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部

を改正する法律案(内閣提出第一

二二二号)

らい予防法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一二二二号)

身体障害者福祉法の一部を改正する

法律案(内閣提出第四六六号)(参議

院送付)

児童福祉法の一部を改正する法律案

(内閣提出第四七号)(参議院送付)

医療法の一部を改正する法律案(内

閣提出第八三三三号)(参議院送付)

未帰還者留守家族等援護法の一部を

改正する法律案(内閣提出第六八号)

(参議院送付)

○小島委員長 これより会議を開きま

す。

まず小委員補欠選任の件についてお

諮りいたします。食生活改善に関する

小委員でありました安井大吉君が去る

二十五日委員を辞任されましたのに

伴いまして、小委員に欠員を生じまし

たので、その補欠選任を行いたいと存

じますが、委員長より指名するに御異

議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○小島委員長 御異議もないようです

ありますから、再び委員に選任された安

井大吉君を同小委員に指名いたします

す。

○小島委員長 次に未帰還者留守家族

等援護法の一部を改正する法律案が参

議院において修正されましたので、そ

の審査の必要上参議院厚生委員長た

は厚生委員の方の説明をお聞きしたい

と存じますが、説明に来られる方を

参考人としてあらかじめ決しておこ

うに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○小島委員長 御異議なしと認め、そ

のように決します。

○小島委員長 次に戦傷病者戦没者遺

族等援護法の一部を改正する法律案を

議題とし、審査を進めます。質疑はこ

ういせんか。

○長谷川(保)委員 今までの不合理な

点が大分是正されて来ているようで、

私も喜んでおる次第でありますけれど

も、念のためにもうひとつ伺つてお

きたいと思つております。今度の改

正案によりますと、たとえば戦地で、

実例をあげて何うわけでありますが、

昭和二十年の終戦に近い日に生きてお

られた。その後附つて来た人によつて

死んだということがわかつた。その帰

つて来た人の話を聞くと、結局榮養失

調で倒れたらしい、こゝういふような例

がたくさんあると思つております。

そういうような場合に、榮養失調で、

あの戦争の苛烈なときであり、ことに

あの敗戦という混乱の中でありまして

から、内地におきましては同様の例がた

くさんあります。ことに外地に

ありました諸君におきましては、ずい

ぶん榮養失調あるいは過労、精神

的な打撃といふようなことで死んでし

まつたといふような人々があつたと思

う。そういう場合に、ここにいわれて

おります戦争に関連するものといふ

うに考えられて、弔慰金が払われるこ

とになるのでしょうか。さらにまたそ

ういふ諸君に対して恩給の関係はどう

なりましようか。

○田辺政府委員 戦地において軍人の

方が榮養失調になつて死亡された場合

には、現在の取扱ひでは大部分公務の

傷病として扱つております。従つて遺

族年金も支給されておりますし、将来

恩給法による公務扶助料が支給される

ことになると思ひます。

○長谷川(保)委員 そういふような

ケースの場合に、今日未裁定になつて

いる者が相当あると思つておりますが、そ

ういふようなことはいないでしょうか。

○田辺政府委員 戦時榮養失調と申し

ておりますが、戦時榮養失調の場合に

は当然公務としてどん／＼裁定を進め

ておるのでございます。ただその榮養

失調であつたかどうかについてののはつ

きりとした資料が上らないという場合があるいはあろうかと思ひますが、そういう場合には調査しておるというところ、あるいは保留といふか、再審査になつてゐるのではないかと思ひます。個々の場合についてよく調査いたしまして実施をいたしたいと思ひます。

○長谷川(保)委員 榮養失調であらうと、あるいは平常死といわれておるようなたぐいの病気で死んだといひました。でも、あのような敗戦といふとたんばにおいて、それに近いようなあるいは戦時中の非常な激務の中において、心身ともに大きな打撃を受けて遂に倒れて歸つて来ないという人々をどう対しましては、私はあまりにめんどうくさいことを調べておらないで、裁定がでないなんというのを言つてとどめておかないで、やはり国の名前をひつづけて行つて、そういうことになつて遺骨で歸つて来る、あるいは遺骨も歸つて来ないというような事情でありますから、もう裁定がでないなんといつて引ずつておかないで、めんどうくさい調べなんかは大目に見て、どんどん適用して行くというの方が合理的でもあり、また国民の感情をいたしまして、ことにその遺族等の感情をいたしまして、当然やつてあげべきだと思ひます。そういう面で裁定が非常に遅れてゐるようなものもあり、また不合理なものもありますし、まだこれを適用されておらぬものもありますから、私は特に当局におかれましては、そういうものに対して積極的になすやかに解決の道を講ぜられるように、また俗な言葉で言へば大目に見て、どうも解決する、こういうふう

御尽力をお願いしたいのであります。

それから、これは私どももまだ十分に調べてありませんので、あるいは同僚諸君のすでに伺つたことと重複するかもしれませんが、たゞいま申し上げましたような事例が、終戦に近いころの内地においてもずいぶんあると思ひのであります。軍隊に徴用されまして、たとへば当時赤痢等がずいぶんはやりまして、終戦直前のあの榮養失調と過勞、そしてそういうような病氣のために死んでしまつたという諸君が相当ありますが、この問題について今度の改正等によつてやはり弔慰金等が支給されるようになるのでし

○田辺政府委員 在職期間内に疾病にかかつて死んだ場合におきましては、ほとんど大部分の者が今度の弔慰金の対象になると思ひます。

○小島委員長 他に御発言はございせんか。——御質疑もないようでありますので、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案の質疑は終了したと認めるに御異議ありませんか。

○小島委員長 御異議なしと認め、本案の質疑は終了したものと認めます。

次に、現在委員長の手元に各党共同提案になる本案に対する修正案が提出されておりますので、まずその趣旨弁明を聴取いたしたいと存じます。高橋等君。

○高橋(等)委員 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案に對しまして修正案を各党一致で提案いたすことになりました。その修正案の御説明を申し上げたいと思ひます。まず案文を朗読をいたします。

戦傷病者戦没者遺族等援護法の
一部を改正する法律案に対する
修正案

戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項但書「昭和二十七年四月一日から」の下に、「附則第六項中戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第八十一号)附則第十二項及び第十八項の改正規定は、昭和二十八年八月一日から」を加える。

附則第六項中「(昭和二十八年法律第八十一号)」を削り、同項中附則第二十四項の改正規定の前に次のように加える。

附則第十二項但書「支給すべき遺族年金」の下に「及びこの法律の施行の際(死亡した者の死亡の日がこの法律の施行後であるときは、その死亡の日)に、遺族年金の支給事由と同一の事由により軍人又は軍人であつた者の遺族たるによる扶助料(以下「公務扶助料」といふ)を受ける資格を有しない者に支給すべき遺族年金」を加える。

附則第十四項中「同一の事由により軍人又は軍人であつた者の遺族たるによる扶助料(以下「公務扶助料」といふ)を受ける資格を有しない者に支給すべき遺族年金」に改める。

附則第十八項に後段として次のように加える。

この法律の施行後、軍人又は軍人であつた者の遺族たるによる遺族年金の支給を受ける権利を有するに至つた者で、この法律の施行後その者が当該権利を有するに至るまでの間

に、他に同一の事由による公務扶助料の支給を受ける権利を有する遺族があつたものについても、同様とする。

御説明を申し上げます。昨年の八月一日に恩給法が制定をいたされまして、恩給法と援護法とが民法上その適用する点に相違があるのであります。

恩給法におきましては新民法施行前におきまするものは旧民法の關係でこれを律し、新民法施行後は新民法でこれをやる、援護法は大体新民法にのつてやるというふうな、立て方の違ひがありまして、恩給法が改正をされないのであるものと仮定をいたします。場合に、援護法で援護を受ける資格があつた人あるいはまた年令がまだ六十歳になつておられない親のやうな場合に、六十になれば援護法の適用を受くべかりし軍人の遺族が、恩給法の適用も受けられない、また援護法の適用も受けられないというやうな法の矛盾が実はできておるのであります。これを改めまして、この修正案でござい

ます。これにより、長々と書いてありますが、それも關係した条文の整理でございまして、さう御承知をお願いいたしたいと思ひます。以上で説明を終ります。

○小島委員長 以上で説明は終了いたしました。

ただいまの説明についての御発言はございせんか。——なければ戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案及び本案に対する修正案の討論に入ります。青柳一郎君。

○青柳委員 私は自由党を代表いたします。ただいま各党提案になりました修正案を含む本案に賛成の意を表せ

んとするものでござい

思ひ出しますのに、日本の軍人に対する好むと好まざるにかかわらず、国家の強制的な権力によつて軍に召集された。そしてそのあゝの激烈な戦闘、あのはげしい演習において、普通の休であつても病氣になるのは事の当然でござい

ます。しかるにあの戦争の当時病氣になり、またけがをして、そのためになくなつた方々で、その公務に原因せざるゆゑをもつて援護法の年金あるいは弔慰金の恩典に浴せざる者は相当の數に上つておるのであります。これらの方々の遺族に對しましては、国家として当然適正なる処遇を行うべきであるといふことは、當委員會におきまして數年來にわたつて論議を尽くされたところでござい

ます。しかるに今回政府はこの法案におきまして、これらの残された家族に對して初めて五万円の弔慰金を出して、これらの遺族に對してつづしんで敬重を表現せんとするものであります。われわれも双手をあげて賛成をすることは事の当然、もとよりであります。事のおそきをうらむ感なきにしもあらずであります。さらにまた傷痍を受けた軍属のうち、雇用人につきまして、障害年金、一時金の制度がこれによつて打ち立てられた次第であります。私は自由党を代表いたします。この戦傷病者戦没者遺族等援護法につきまして賛意を表するものであります。

ただここに付け加えて申し上げる点が一つあります。それは希望意見を付したいという点でござい

の戦傷病者あるいは戦没者の遺族等に
対します国家保障の道は逐年充実に
れつつありますけれども、なおまだ改
善を要するものが多いのでございま
す。政府はこれらの戦争犠牲者の補償
につきまして引続きその充実をはから
れたい。さらにこれらの制度の拡充に
ついても善処せられんことを望むので
ございませう。

この各党提案の希望意見をつけ加え
まして本案に賛成の意を表するもので
ございませう。

○小島委員長 長谷川保君。

○長谷川(保)委員 ただいま上程せら
れました戦傷病者遺族等援護法
の一部を改正する法律案及び同修正案
に對しまして、日本社会党を代表いた
しまして賛成の意を表するものであり
ます。

長年私も論じて参りました旨点
の幾つかが、今回改正によつて改善せ
られたということ、ただいま青柳委員
からのお話の通りでありまして、また
なお改善すべきものもある程度残つて
おります。それらにつきましての希望
意見も青柳委員同様に私も考えるので
あります。

今次改正によりまして、相当数の戦
時中のあるいは戦後の不幸な御家庭、
御遺族等に対しての道が開かれまし
たことを、深く喜びとして賛成の意
を表する次第であります。

○小島委員長 杉山元治郎君。

○杉山委員 私は日本社会党を代表い
たしまして、ただいま議題になつてお
ります戦傷病者遺族等援護法
の一部を改正する法律案並びに各党共
同の修正案に對しまして賛成の意を表
するものであります。

二人の同僚もお話になりましたよう
に、戦時中勇士として郷土から送られ
て参りましたにかかわらず、その病氣
のいかんによつていわゆる公務死でな
いというような関係からいたしまし
て、恩給もあるいは援護金また弔慰金
もいただかない、こういうような実
に氣の毒な、また郷土にしましても何ゆ
えに自分たちは、家族が軍服を着せら
れて戦地に参りながらその恩典に浴さ
ないか、こういう多くの家庭のあるこ
とを見受けるのであります。幸いに今
回の法律により、また改正によりまし
て、この人たちに對して弔慰金を差上
げることができるといふことは、年來
われわれの要望しておつたことが達し
ましたので、喜ばしいことだと思ひの
であります。そしてまた修正案によ
つて、高橋さんの説明のように、恩給
法と援護法の矛盾が改訂せられまし
て、一時でもストツプしておる者にこ
れが与えられるといふことは非常にあ
りがたいことと思ひのであります。

なおこの際一言お願いをいたして
おきたい点は、まだ未裁定の人たちも
相当あるのです。これらの点について
は一日も早く御決定をしていただくよ
うに運んでいただきたいことを重ねて
申し上げる、そういうしまして本案並
びに修正案並びに希望案項に對して賛
成の意を表明するものであります。

○小島委員長 以上で討論は終局いた
しました。

採決いたします。まず各派共同提案
になる本案に對する修正案を可決する
に御異議ございませんか。

○小島委員長 御異議なしと認めま
す。

○小島委員長 御異議なしと認めま
す。

○小島委員長 御異議なしと認めま
す。

○小島委員長 御異議なしと認めま
す。

○小島委員長 御異議なしと認めま
す。

○小島委員長 御異議なしと認めま
す。

○小島委員長 御異議なしと認めま
す。

○小島委員長 御異議なしと認めま
す。

○小島委員長 御異議なしと認めま
す。

○小島委員長 御異議なしと認めま
す。

す。よつて本修正案は可決いたされま
した。

次にただいま修正いたされた部
分を除く残りの原案について採決いた
します。本部分を原案の通り可決する
に御異議ございませんか。

○小島委員長 御異議なしと認めま
す。

○小島委員長 御異議なしと認めま
す。よつて本部分は原案の通り可決せ
られ、本案は修正議決いたされまし
た。

なお本案に關する委員会の報告書の
作成に關しましては委員長に御一任願
うことに御異議ございませんか。

○小島委員長 御異議なしと認め、そ
のように決定します。

○小島委員長 次に未帰還者留守家族等
援護法の一部を改正する法律案を議題
とし審査を進めます。本案は参議院に
おいて修正され、本院に送付されてお
りますので、参議院の上條厚生委員長
よりその趣旨の説明をお聞きしたいと
存じます。上條参議院議員。

未帰還者留守家族等援護法の一部
を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において修正
議決した。よつて国会法第八十三條
によりここに送付する。

昭和二十九年三月二十六日

参議院議長 河井 彌八

衆議院議長 堤 隆次郎殿

(参議院送付案に關する修正)
(文を掲げ、小字及び「は修正」)

第十八條第一項中「第十六條第一
項」を「前條第一項」に改める。

附則に次の二項を加える。

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

(沖縄地域に關する特例)

40 硫黄島島嶼若しくは伊平屋島又は
北緯二十七度以南の南西諸島(大
東諸島を含む。)に住所又は居所
を有する者その他政令で定める者
については、留守家族手当の支給
の始期及び支給方法並びに療養の
給付を受けることができる期限に
關し、政令で、必要な特例を定め
ることができる。

41 厚生大臣は、附則第二十二項の規定により
療養の給付を受ける者が、同項但書に規
定する期間を経過する日において、なお引き
続き療養を要する場合においては、その期間
の経過後においても、さらに一年間、その者の
申請により、必要な療養の給付を行うことが
できる。

42 第十八條第二項の規定は、前項の場合に準
用する。

未帰還者留守家族等援護法の一部
を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において修正
議決した。よつて国会法第八十三條
によりここに送付する。

昭和二十九年三月一日

内閣総理大臣 吉田 茂

○上條参議院厚生委員長 ただいま議
題となつております未帰還者留守家族
等援護法の一部を改正する法律案に對
しまして、参議院において修正いたし
ました箇所について御説明申し上げ、
御了承願ひたいと存するのでありま
す。

現行法の第十八條及び附則第二十二
項の規定によりまして、現在このよう
な給付を受けておる者が約四千三百名
ほどあるのあります。そのうち、八
八の者が本年の十二月二十八日で療
養期間が満了することになりまして、
引続き療養を要する者が多数存在いた
して居るわけでありませう。政府におき
ましては、その対策について今日まで
いろいろ検討を加えて参つたようであ
りますが、今回の改正案につきまして
は、これらの十二月二十八日以後にお
ける対策については何ら触れておらな
い実情であるのであります。そこで参
議院におきましては、この療養給付を
受けておる者が、療養給付期間が経過
後において引続いてなお一応一箇年間
に延長したいと考へるのであります。

なほ延長期間を一年といたしまし
たかと申しますと、政府といたしまし
ては、この問題につきましては、現在
の本法を継続いたして行つ場合におい
ても何らかの多少の制限を加へたいとい
う意向があるようでありませう。また
できるならば、公務員その他の関係も
ありまして、他の立法をもつてかえら
ないといふような意向もあるようであ
りますが、それが今日まで結論に達し
ておらないという実情でありますので、
私も参議院といたしましては、一年
間延長いたしまして、その一年間の間
に十分これらの問題について検討を加
えて結論を出して、その結論を議會に
提出していただく、われわれがなお
これに検討を加へたい、こういう趣旨
であるのであります。

それから附則を修正いたしましたの
は、附則第二十二項の但書によりまし
て、未帰還者留守家族等援護法の施行
前に帰還した者が療養の給付を受ける
ことのできる期間は、従前の例、すな
わち未復員者給付法の規定によつてお
りまして、実は今回問題になつてお
ります、本年十二月二十八日に期間満了
する者は、この附則の適用を受けてお

合成医薬品というようなものをどこから見つけて来ることによりまして、これを患者に用いてその治療効果を判定して行く、またその改良をはかつて行くということが、これが一つの大きな問題だと思ふのであります。それにあわせて、いろいろな診断の方法、

あるいは癩の病理学、生理学というようなものを調べてみる、これが一つの大きな仕事だと思っております。もちろん

この場合には科学者、ことに彙科学者の協力というよりなものが非常に大切なこととなつて来ると思ふのであります。

す。しかしながら今申し上げましたように、基本的な問題、ことに予防方面のことになりますと、菌の培養とか、あ

るいはその食料の方法とかいふものが必要になつて参りますので、このような基礎的な細菌血清学的な研究というも

と考えるのであります。大体要約いたしますれば、その治療薬の研究、細菌培養学、動物実験等、用ゐ

としての基礎的な研究、それから臨床的な診断方法あるいは治療の方法といふような

ことが、この癩研究所の担当すべき主要なものであると考えております。これを幾分の部にいたしますが、大体三

部くらい設けてやつてみたいと考えて
おるわけであります。もちろんこのほ
かいろいろ推定されし下恩等の感染の至

路だとか、病氣にかかつてから発見されるまでの期間だとか、あるいはこれ

治癒あるいは——最近は癩以外の死因によつて死ぬ者が多くなつております。

いつたことについてのいわゆる医学的研究、かようなことも当面この研究所の担当すべき研究項目であると考えられております。あわせて、類のような慢性疾患に罹りておられます人たちの、最近よく喧伝されております精神医学的な研究、あるいはその患者の家族等の生活状態とかいった問題にも、できれば類に関する総合的な研究所としては触れたいと思ひますけれども、主要な点はやはり医学的、生物学的な研究を主として参りらねばならぬと考えております。

なお定員は現在十名でございますが、非常勤を五名、それに常勤勤務者が五名という人数になつておりますので、初めからあまりに大きな計画も立てかねるかと思ひるのであります。この人員でもつてやれるだけの最も合理的な機構を整えまして、能率的に運営して参りたいと考えております。

なおこの研究所の性格といたしましては、御承知のように難問題を解決して行きます上には非常に各方面の学者の協力を必要といたしますので、一応は非常勤の職員を五名予定しておりますけれども、このほかにすでに官立の大学あるいは研究所、その他の施設におりますこの方面の研究者といつた人たちの併任するというので、この仕事を援助してもらいたいと考えております。その中で特に大切なのは、既存の難病研究所の職員等でございます。私どもこの研究所が、現在広く他の研究機関で行われております難病関係の研究を、統合して参る一つの中心になるという考え方が必要なのと思ひるのであります。予算定員といたしましては一

応今申し上げましたように、常勤、非常勤合せて二十名ばかりではあります。さうな意味で研究者の人員の不足を補うためにも、この研究所の常任の職員といふことだけではなしに、広く他の機関からの併任者といふものを考えれば、相当な人たちに協力していただければ、かなり大きな計画が進められるのではないかと今ふりて考えておるわけでありまして。

大体の構想は今申し上げた通りであります。この研究所を最も効率的に運営して行くといふことのために、難病研究所の設置の場所というものが相当重大な意義を持つて来るというふうな考えます。いかなる地がはたして適当であるかといふことについては、いろいろな点から検討いたしておるのであります。今申し上げましたように、この研究所の性格から行きますと、研究所がただ研究所として活動するのではなく、いろいろ他の難病の研究者を集めて行く、またその人たちの協力を得て行くといふことが必要でございます。そういう意味から行けば、交通の利便な所といふふうな考えられます。また難病者の分布状態といふものも考慮の中にいつて来るのであります。特にこの患者の多い地方——将来何年くらい難病研究所の活動が必要であるかわかりませんけれども、やはりこの研究を進めて行く上には最も都合な所、つまり患者が多いといふことが一つの条件と考えられるであろう。また現在難病研究しております学者の分布といふものも考えまして、学者及びさやかながら今日あります難病研究機関の分布の状況といふものも見て行く。そうし

てすぐれた研究者たちが集まつてチーム・ワークをやつておるところに對しては、これはまたこれで今後そのチーム・ワークをできるだけ傷つけないように考へて行くことも必要かと思はれる。こういふことでも必要かと思はれまして、結論を申しますと、今私どもとしては最後の結論には到達しておりませんが、そのほかの点についていろいろ考慮いたして、最も適当な場所を定めたいというふうな考えでおる次第であります。

○津井委員 最終的にはまだ位置がきまつていないといふことでございますが、現在今のような総合的な面から考へたしまして候補地と見られる地域はいろいろところをお考えになつておるのか、できればそれを御説明願ひたい。

○曾田政府委員 いろいろ候補地といたしまして、こゝういふ所に置いてもらいたいという意見を私たちのところでも述べられておる所は多々ございまして、また最も極端な一つの見解としては、たくさん難病研究所がございまして、その療養所にみな小さいながらも研究室がございまして、それをある程度整理して、いわゆる分散主義で行くといふのもいいじゃないかという意見もあり得るのであります。今日私どもは、さうな分散は今まで一応組んでいただきた予算等からいつても適当でないと思へておるのであります。場所としてあがつて参つておるところといふことになりまして、従来から難病療養所がありまして、そこで相当地な研究も行われておるところで、東京あるいは長島、熊本といふようなところなんかが有力な候補地としては考慮されております。

○津井委員 今予算のお話が出ました。が、このために三千二百九十五万七千円が、これは当然御説明になりました。これは当然今御説明になりました。これは、非常勤の方を入れますと二十人くらいです。その人、それから新しく建てる建物の予算を含んでおると思ひます。大体このらい、予防法の今度改正になる分の実施は、二十九年十月一日から施行する分もあるようでございます。が、一体難病研究所は、いつごろから本格的な総合研究にかかれるものなのか、これをひとつ承りたい。

○曾田政府委員 できるだけ準備を急ぎたいといふふうな考へておるのでございまして、私どもも、今のところ最後のにまだきまつておりません。申し上げたのであります。が、できるだけ早急に場所をきめて、運営は、予算書にも載つております。十月一日からこの研究所の運営をいたすことになつております。

○長谷川(保)委員 医務局長に伺うのはちよつとお門違いかもしれませんが、らい予防法の二十一条の改正でございます。生活保護で今までやつておつて、秘密漏洩になるというので、前国会におけるらい予防法の改正のときに九項目の附帯条件がついて、そのうちの二つが今度ここに一応実現されるという形になつたわけでありまして、が、今までの二十一条であります。生活困難な人に対してどうするかといふことが具体的にありましたが、今度の改正ではその具体的なものが削られて来たわけでありまして、そこでどういふようにして生活困難な人を認定し、どういふふうな方法で具体的にこの生活

の援護をして行くか、具体的なことを伺いたい。

○聖成説明員 ただいまの長谷川先生の御質問であります。が、現行のらい予防法の第二十一条は、国立療養所の所長が、入所患者の扶養しなければならぬ親族を当該国立療養所の職員に訪問させて、その実情を調べて、必要があれば、生活保護法あるいはその他の福祉の措置を受けるのに便宜を与えてやる、援助を手えてやるという規定であつたわけでありまして、今回の改正にあたりましては、現行の二十一条を削除いたしまして、ただいま提案になつておりますような内容にかへたいといふことなものでございます。以前の規定は、實際の方法が具体的にあり、今度の質問のように承つたのでございまして、今回の改正は、現行の二十一条とは若干内容が異なりまして、患者が療養所に入つておりましたために、その留守家族が生活に困るという場合に、入所中の患者が安心して療養に専念できないといふことでは困ります。また療養所に入ります患者が、自分が行くこと、あとの者が生活に困るという理由にして、療養所に入らないといふことも困りますので、療養所に入つてしまえば、あとの生活は心配ないといふふうにして入れてやりたい、また入つておる患者も後顧の憂いなく療養に専念できるようにしてやりたいといふことで、従来の生活保護は、先生も御承知のように、秘密の点その他でこれを受けるのを非常に忌避する傾向もございましたので、都道府県衛生部の難病の職員が、初めからこの人だけは何か知つてゐるわけ

でございますから、この当該職員があと
のめんどろを見てやろう、こういう趣
旨でございます。かように御了承いた
だきたいと思ひます。

○長谷川(保)委員 そうすると、都道
府県の関係の方が、大体大小はあり
ましようが、一人か二人はおありま
しようが、その者が、大体事情がの
み込めてあるから、困つておると思
うところは見てやるということになり
ましようか、あるいは療養所内の患者
の方から援護を願ひ出るといふよう
なことになるましようか、今度具体的に
書かないといふことは、むしろどうい
う方面からでもそういう事情が出て来
ればやつてやる、こういうような意味
であつたましようか、いづれにいたしま
しても、秘密漏洩をおそれるわけであ
りまして、それについて、前年患者から
の非常な要望があつたわけでありま
す。どういふ方向にやるか、一が番
密の漏洩を防ぐことができるか、これ
が今日も患者諸君の非常な問題であ
ると思ひますが、その点を具体的にど
ういふようになさるつもりでありま
しうか。

○聖成説明員 実際問題といたしまし
て、この仕事をやつて行きますために
は、二つの場合が考えられると思ひ
であります。まだ入所いたしません
で、在宅しておる者につきましては、
申すまでもなく、府県の関係が入所
奨その他に参りまして、よく事情がわ
かつておるので、この点は心配ないとい
はしまして、すでに療養所に入所いた
しまして、相当の期間を経たおるよう
な者になつて参りますと、府県の方
で、ただちに事情がわからないという
点が先生の御心配かと思ひます。運用の

面におきましては、そういう場合、入
所しております患者から療養所側に、
自分の家族がこういう状態で困つてい
るという申出があります。そういうい
ふと、平素当該療養所と都道府県の
衛生部の関係というものは緊密な連絡
がとれておりますので、ただちに当該
療養所から関係に連絡が来る。それ
によつて関係がその家を訪問いたしま
して、めんどろを見てやる、こういうよ
うな方法をとりたいと思つておるので
あります。

なお府県の関係は年に少くとも数回
はその区域とする療養所へ参りますか
ら、その際に自分の出身の患者と関
係がいつも連絡をとつておれば、療養
所の手を煩わさなくとも、そういう実
情を把握することができるとはな
いかと考えております。

○長谷川(保)委員 さらに具体的に
なりますが、そういったしますと、たと
えば生活に困つておられる療養所に入
所しておる患者の家族がある。その場
合に、その患者の方から所長の方に申
出る、あるいは療養所のケース・ワ
ーカーというものに申し出る。所長の方
から府県に連絡があつて、府県の関係
が一切の手続をしてくれるのか、それ
とも患者の家族の方で何らかの手続を
することになりますか。

○聖成説明員 その点はすべて関係が
まわつてやつてやる。書類までつくつ
て、それを見せて、判を押させると
ころまでめんどろを見てやるようにい
はしたい。

○長谷川(保)委員 その額は一事に
するのでしょうか。それとも生活保護法
のように、部分的に与えるということ
もあるのでしょうか。また生活保護法

に比べて、その金額は上でしょうか、
下でしょうか、一緒でしょうか。

○聖成説明員 これによりまして援護
をいたします場合は、援護の要否の認定
を行います際には、生活保護法よりも
若干幅を持たした運用をいたしたい、
かように考えております。実際に支給
いたします金品につきましては、生活
保護法の基準と同一程度のものを支給
いたすように考えております。

○小島委員長 それでは爾余の質疑は
次会に譲ることとし、本日はこれにて
散会いたします。

次会の日程は公報をもつてお知らせ
いたします。

午後零時二十分散会

〔参照〕
戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部
を改正する法律案(内閣提出)に関
する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕